

はい！

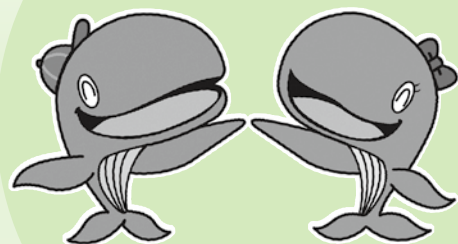
一人ひとりがいきいきと輝くまちをめざして

# Hi, あきしま

Topics

当たり前に必要なこと。  
性教育は「生」教育。

- あなたとあなたの大切な人が  
被害者にも加害者にもならないために  
～デートDV・性暴力について～
- 助産師の立場から子どもたちに  
性教育の中で伝えたいこと
- 自分の体のこと、自分の人生を  
自分で決める権利  
～リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて～
- BOOK GUIDE
- INFORMATION



昭島市公式キャラクター  
「アッキー&アイラン」



「Hi, あきしま」は  
スマホで読めます！

vol.51

2021.3

あなたとあなたの大切な人が  
被害者にも加害者にもならないために

DVって何？  
基本的な知識を知りたい  
……このページから読んでください

性的な色めがねがDVのきっかけ？  
…… 3ページへ

大人が知っておきたい子どもの権利について  
…… 4ページへ

我が子を被害者にも加害者にもしない！家庭でできる具体的なこと  
…… 5ページへ

ハナコさん



子どもにどうやって性教育する？  
知らないことをもっと知りたい！

とりゅう 鳥生先生



今回お話を聞かせていただきました。

<講師プロフィール> とりゅう なおみ 鳥生 尚美さん



第二東京弁護士会所属  
平成18年10月弁護士登録、森・濱田松本法律事務所入所  
平成19年11月日本司法支援センターの常勤弁護士として法テラス奄美法律事務所へ赴任  
平成22年7月あけぼの総合法律事務所設立  
令和2年4月 一般社団法人オンネリ設立

「デートDV・性暴力について考える」

令和2年11月14日にアキシマエンシスでDV防止セミナーが開催されました。

「DVってニュースでは聞くけど自分には関係ないよ。」とっていませんか？

しかし内閣府の調査によると、これまで結婚したことのある人のうち女性の3割、男性の2割は配偶者から暴力を受けた経験があり、そのうち女性13.8%、男性4.8%は「何度もあった」と回答しています（内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成29年)より）。

気づきやすい暴力←

本人や周囲の人が

→気づきにくい暴力

身体への暴力

殴る  
ける  
押さえつける  
物を投げつける  
物を壊す

心への暴力

暴言・怒鳴る・罵る  
無視する  
異常に束縛する  
メールやLINEの返信が遅いとすごく怒る  
金品をせびる  
顔や体形をバカにする

性的な暴力

セックスを強要する  
無理やり触る  
避妊に協力しない  
裸の写真を撮る

経済的な暴力

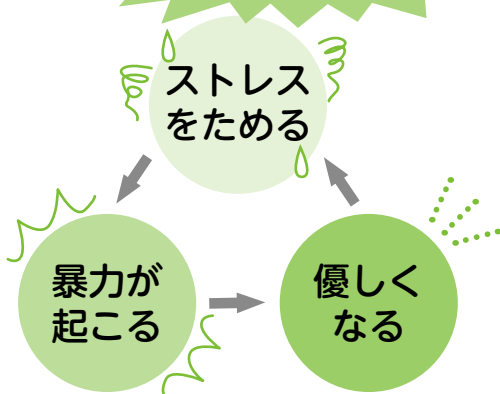
生活費を渡さない  
家計を細かくチェックする

「つらい」と感じたらDVを疑いましょう



暴力を受けている人は、イヤなのに「イヤ」という一言が言えないくらい恐怖を感じているのです。加害者は暴力の後に必ず優しくなるので被害者は感覚がマヒし、さからおうとする意欲が低下します。

加害者の暴力のサイクル



資料：「デートDV・性暴力について考える」  
(令和2年11月14日) セミナー資料より抜粋

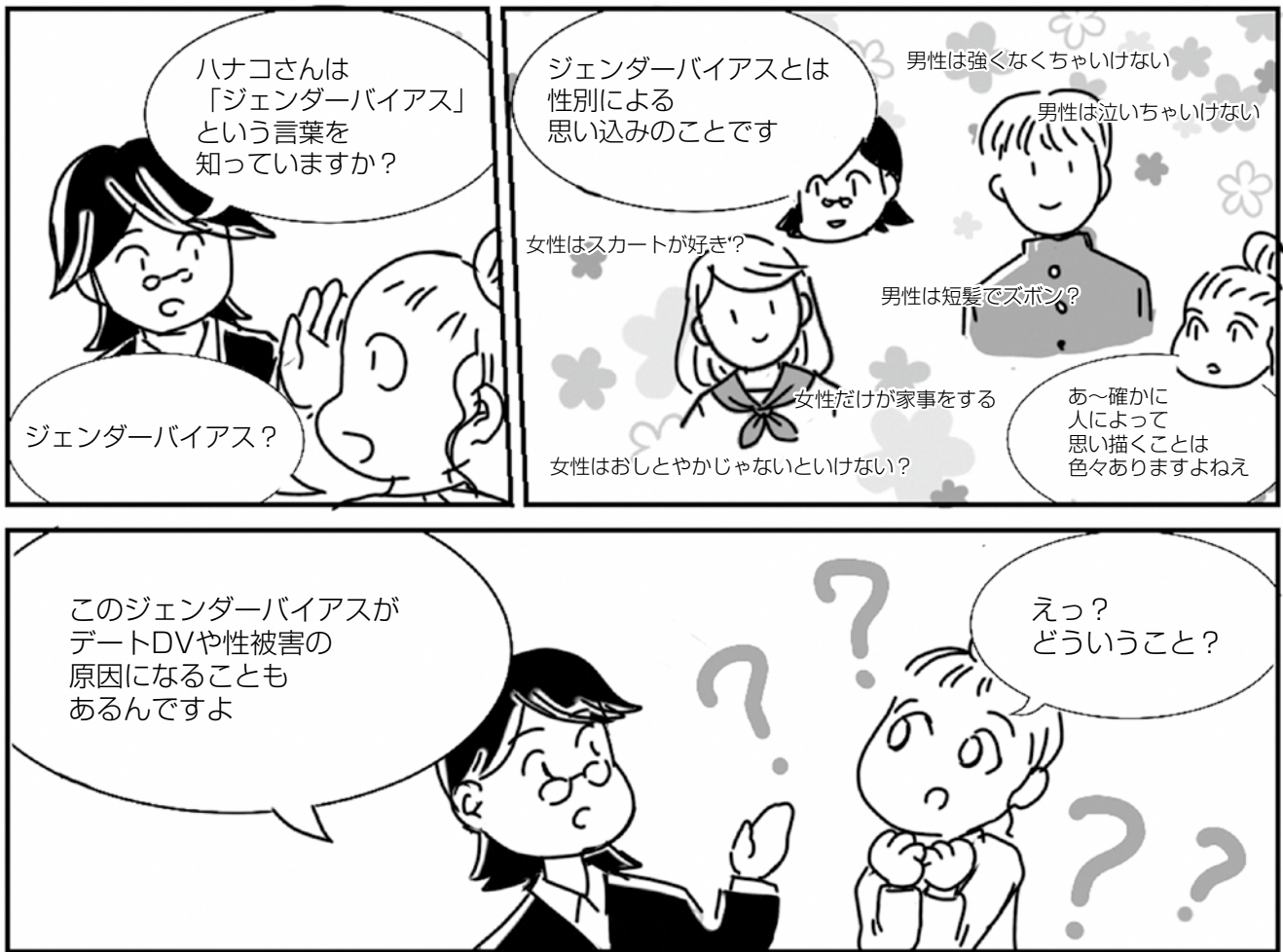
DV、デートDVって何？

DV(ドメスティックバイオレンス)は、一緒に住んでいる夫婦や交際相手など、親密な間柄にある人から受ける暴力のことで、中でも若年層の恋人同士の間で起こる暴力をデートDVといいます。女性同士、男性同士の場合もあります。

被害の相談を受けた時に「別れたらいいじゃないか」「離婚すればいいじゃないか」とアドバイスしてしまいがちですが、DVは自力で抜け出すのは非常に難しいのです。

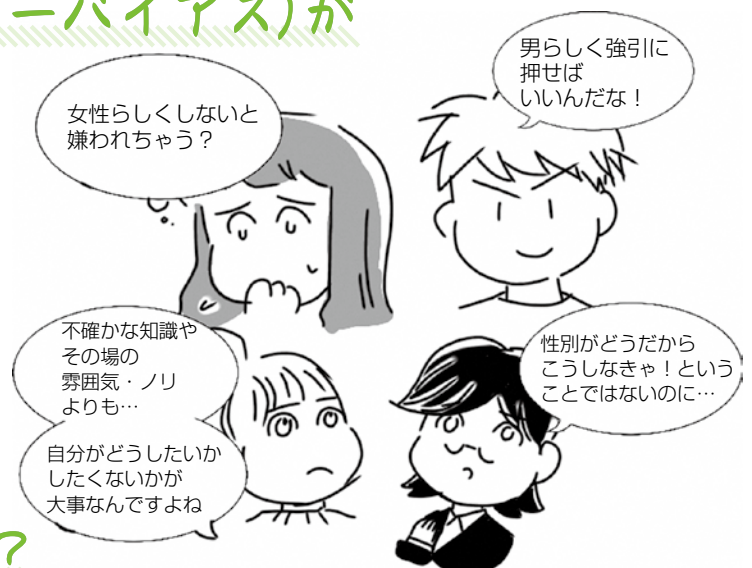
加害者は暴力を振った後は、すごく優しくなったりして、被害者に「この関係を続けていけるかもしれない」という期待を抱かせます。そしてこの「暴力をふるう⇔優しくする」のサイクルが繰り返されると、だんだんと暴力に慣れ、逃げるタイミングを失い、エスカレートしていくというのがDV、デートDVの深刻な構造です。

特に、家庭の中で起こるDVは、自分の生活、人生の基盤で一番安心できるはずの家庭の中で、最も信頼しているパートナーから暴力を受け、自分を否定されることで、被害者自身の人格の深いところまで傷つけてしまいます。逃げたいと思っても、手元にお金がなかったり、子どもが怯えていたり動きが取れない状況に陥っていることが多いのです。



## 性的な色めがね(ジェンダーバイアス)がDVのきっかけ?

- 例1** デート中「男はちょっと強引にいくぐらいがいいよな」と相手の気持ちを考えず、強引に性交渉を進めてしまい、女の子が望んでいない性交渉をしてしまう。
- 例2** 女の子が「女の子は男の子をたてなきゃね。あんまり積極的に意思表示をするのはよくないよね」と思っていると、相手に「イヤ」が伝えられず被害者になってしまう。



## なぜそう考えてしまうの?

出産祝いを買いに行くと店員さんが「男の子ですか、女の子ですか」って聞いてきませんか? 男の子かな、女の子かなと思って色や内容を考えませんか? 男の子はブルー、女の子はピンクを選んでいませんか。意識をしてないから問題だと思ってない。差別をするつもりがなくそうしている。「性差別なんてしない」と思っている人でもやはり、自分の中にジェンダーバイアスが存在するという事実を、それぞれが意識していく必要があると思います。





子どもの権利条約は1989年に国連で採択され日本も1994年に批准しました

この条約の大きな特徴は、子どもにも大人と同じ人間としての価値を認めているところです

「まだ子どもだから」と制限を加えられることが多い子どもについて、この条約では大人から管理される対象ではなく、独立した人格を持つ権利の主体ととらえ、子どもの人権を保障しています

また、もう一つの特徴は、子どもを発達する存在ととらえているところです

心も体も成長過程にある子どもは、大人の社会では弱い存在であり、特別に保護されることが必要で、その発達を大人から支援されなければならない存在として、人権を保障しています

## 子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)とは

世界中の子どもたち一人ひとりに人間としての権利を認め、子どもたちがその権利を行使できるように世界の国々が決めた条約です。18歳未満の児童(子ども)を、権利をもつ主体と位置づけ、大人と同様ひとり人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。

### ノルウェーの子どもオンブッド

ノルウェーには、子どもの権利や利益が守られているかどうかを監視する「子どもオンブッド」という政権から独立した機関があります。

例えば、ある被害を受けた子どもから「性被害、性虐待というもの具体的などのようなものなのかを学校で教えてほしかった」という発言を受け、虐待、DV、いじめについて義務教育の中で教えるようにしたという例があります。

子どもの意見を取り入れて、よりよい社会に変えていく。そのように子どもたち自らが権利を守り、社会に参画する仕組み(子どもオンブッド)がノルウェーにはあり、徐々に他の国々にも広がりつつあります。





## 我が子を被害者にも、加害者にもしない！ 家庭でできる具体的なこと

- ①セクシャル・コンセント (性的な同意) について、同意の必要性を小学生にもわかりやすく伝えている「性行為の同意を紅茶に置き換える」動画がYouTubeで公開されています。紅茶を飲みたいて言っていない人に無理矢理飲ませてはいけません。同意を得ることの大切さを伝えている動画です。
- ②子どもをお風呂に入れる時に、親がぱっぱとお洋服を脱がせたり、トイレの時にさっさとパンツ下げてしまいがちですが、「お風呂に入るから、お洋服脱がすよ。」「お洋服引っ張っていい?」ということの一つ一つ確認をしてみてください。
- ③入浴のとき、プライベートゾーン (水着で隠れるところ) は自分で洗うのか、親が洗ってあげていいのかを、子どもに聞いてみる。そうすることで、性的な部分、性的な接触というのがデリケートなものであって、むしろ尊重されなければいけないということが、子どもにも伝わります。



## 大人にできることは

大人でも子どもでも誰でも、自分の身体のこと、自分の行動を自分が自由に決めることができます。子どもは意見を言い、大人はその意見を聞く。そのコミュニケーションを繰り返しながら対等な関係を築いていく。それを積み重ねていくことではじめて、大人になって性的な行為をするときに、大切な相手と、互いの意思を確認しながらセクシャル・コンセント (性的な同意) が取れるようになるのだと思います。自分と相手は感覚が違うのだから、まず相手の意思を確認して尊重する。多様な人が存在するのだから、相手の意思を確認し合うことが常識である社会になればいいなと思います。

# 助産師の立場から 子どもたちに 性教育の中で 伝えたいこと

## 自分が産まれた時のことを知っていますか？

お母さんはあなたを命がけて産み、あなたは命がけて産まれました。妊娠・出産は奇跡です。  
妊娠・出産は、本当に何が起きるかわかりません。  
みなさんそれぞれ体のつくりが違うように、妊娠・出産により体に起こる変化も様々です。  
スマホを見れば情報はたくさんあふれています。そこから知識を得るのは簡単です。

でもそれは、『あなたの体』のことではありません。

誰が書いたかわからないインターネットの情報を鵜呑みにせず、助産師などの専門家と一緒に『あなたの体』のことを知ってほしいと思います。

あなたの体のことは、インターネットにも本にも載っていませんから。

## あなたはあなた。人と同じじゃなくていい。

誰かと比べられて生きるのが当たり前ようになってしまっているけれど、お母さんのお腹に宿った時から、もうみんな違うんです。

超音波でお腹の中の赤ちゃんを見ると、いつもへその緒を握っている子や、指がいつもピースの形だったり、手でお顔を隠してなかなか見せてくれなかったり。

産まれてきた赤ちゃんを見ると、好きな音もみんな違うし、好きな体の向きや、落ち着く時の仕草や癖もみんな違う。誰にも教わっていないのに、みんな違うんです。

違って良いんです。それが人間の『当たり前』なんですよ。

## 自分の気持ちを大切に。→ 他人の気持ちを大切にできる。

自分の心の奥にある気持ちは、今どんな風を感じていますか？

楽しい？しんどい？ワクワク？悲しい？

そんな気持ちになるのはなぜでしょう？

友達と思い切り笑ったから？テスト前だから？好きな人と話が出来たから？

ちょっと仲間はずれにされたかもしれないから？

自分の気持ちって今どうなんだろう？とイメージして、それを受け入れてあげてください。思い切り笑っても、思い切り泣いても良いんです。

そうすると自分だけじゃなく、『この人は今どんな気持ちなんだろう？』『こんな風に話したら、どんな気持ちになるだろう？』と、相手の気持ちをイメージ出来るようになります。

自分の気持ちを表現することも大切です。

言葉、絵、音楽、Instagramなど、自分に合う、自分の好きなことで表現してみてください。

表現することで、自分の気持ちが今どんな風を感じているのかがわかります。

そして、スマホの情報全てが正しいものではないということを知っておいてください。

前に書いたとおり、インターネットにある情報は『あなた』の情報ですか？

あなた自身の情報は、インターネット等ではなく、あなた自身にあります。

誰でも、他の人に言えない気持ちや想いを抱えています。

家族や友達にだって言えないこともあります。

インターネットを通じて誰かにそれを伝えることも一つの選択肢ですが、実は地域にも、気軽におしゃべりできる場があります。

あいぱくの中にある※社会福祉協議会など、地域の情報をたくさん持っている場所があります。

また、助産院こもれび家は女の子だけでなく、男の子の相談も出来る助産院です。地域で活動するパパが相談に乗ります。

そんな場所があることもぜひ覚えておいてくださいね。



※社会福祉法人 昭島市社会福祉協議会

昭島市昭和町4-7-1 昭島市保健福祉センター2階

☎042-544-0388



## 地域コミュニティ助産院こもればや

昭島市中神町1-27-14

電話：042-519-8009 または 080-5511-9910(高木)

メール：akishimakomorebiya@gmail.com

[昭島 助産院こもればや](#) ← [検索](#)

<助産師プロフィール>高木 静さん

熊本の『赤ちゃんポスト』創設時メンバー。  
東京の病院でも多くのお産に関わり、妊娠から産後のケア・育児まで、長期に渡りご家族に寄り添えるよう、昭島市中神町に『地域コミュニティ助産院こもればや』を開院。産前産後ケアに特化し、シェアハウスを併設。くつろぎの場として地域にも開放された、新しい形の助産院。  
2児の育児に奮闘中。



## 自分の体のこと、自分の人生を自分で決める権利 ～リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて～

日本では少子化が進み、人口は減少傾向にあります。世界的にみると人口は増加を続けており（2019年の推定人口は77億人）、2050年には97億人になると予想されています。この人口の8割がアジア・アフリカの開発途上国に集中し、食糧増産のための森林伐採、耕地拡大により環境破壊が進み、地球温暖化による海面上昇の可能性もあります。地球が支えられる人口は80億人ほどであるともいわれており、今後の世界の動向を考えるうえでも、また、持続可能な開発目標（SDGs）の達成のためにも、人口問題について取り組んでいく必要があります。

第二次大戦後、高い人口増加率に対する危機感が高まる中、家族計画の必要性への認識が進みました。一方、開発途上国では多くの女性が妊娠を避けたい/出産の時期を遅らせたいと望んでいますが、避妊に関する情報や安全で効果的な避妊薬（具）を入手することができていないという事実があります。全ての女性にリプロダクティブ・ヘルス/ライツが保障されれば、多くの妊産婦の命を救うことができ、また、人口抑制につながることも考えられます。

子どもを持つか、持つとしたらいつ、何人持つのかを自分で決める。性感染症や暴力・強制的恐れのない安全な性生活を送る。安全に妊娠・出産する。そうした性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）について、日本ではあまり理解が進んでいないように感じられます。それは日本の風習にも関連しているのかもしれませんが。

男性優位の文化が根強い地域では、女性が男性に対して意見を言うことが難しいという、性や生殖についてオープンに話し合うことがタブー視されやすく、日本の学校教育をみても、最低限の性教育（社会的責任を十分にとれない子どもたちの性行為は適切ではないというスタンスからの指導）しか行われていないように感じられます。

誰にも教えてもらえない状況で、性について興味を持った子どもたちがインターネットで性について検索するとどんな情報が出てくるのでしょうか。ネットに掲載されている情報の中には、女性をモノのように扱ったり、暴力的・過激な性描写が含まれているアダルト動画・マンガも見受けられます。もしこれらが性行為の教科書になっているとしたら…本当に怖いことです。実際に行くと自分や相手を傷つけてしまうこともあります。望まない性行為の強要は性暴力になります。

性教育とは自分と他者を大切にするための考え方を育てるものです。性教育を受けられないことは、体の仕組みを知る権利、健康に生きるための権利を奪われることにつながります。命の尊厳、性や生殖について正しい知識・情報を得ることができれば、それが自己決定を行うための土台となるので、自分の体のこと、自分の人生を自分で決める権利があるということ、教育の中で子どもたちに伝えてほしいと願っています。

# BOOK GUIDE

今年度購入した本は、男女共同参画センターにあります。  
問合せ先 昭島市男女共同参画センター 042-519-2277

## 『おうち性教育はじめます 一番やさしい！防犯・SEX・命の伝え方』

フクチマミ・村瀬幸浩著 株式会社 KADOKAWA 2020年



自分の子どもに、「赤ちゃんはどうやって生まれるの?」「性犯罪からどうやって身を守ればいいのか?」「なぜお母さんは立っておしっこをしないの?」と聞かれたら、どうやって説明しますか。子どもたちへの性教育をどうするか。残念ながら学校での性教育が十分ではないと思われ、「せめて家庭でこれだけは教えよう」と書かれたのが本書です。

「性」は「個人の尊厳にかかわるもの」で「人生を左右するもの」だから、子どもたちが幸せな人生を歩んでいけるように「性」についてきちんと伝えなければならないと、強く感じました。

これから性教育を受ける子どもだけでなく、これまであまり性教育を受けてこなかった大人にもヒントを与えてくれる作品です。

## 『おとめ六法』

上谷さくら・岸本学著 株式会社 KADOKAWA 2020年



ストーカーや痴漢、パワハラなど、女性が遭遇する可能性のあるさまざまなトラブルに対し、「もし自分が巻き込まれたら、どうしていいかわからない」という人が多いと思います。そんなトラブルから自分を守るために、それに対応する法律や具体的な解決方法が、わかりやすく説明されています。

「恋愛」「SNS・インターネット」「学校」「くらし」「しごと」「結婚」、それぞれのトラブルに関係の深い条文、解説を加えた上で、実際に必要な手続きについても記されていて、さらにトラブルを未然に防ぐために、自分の身を守るために何に気を付けるべきかということも学べます。自分の本棚に置いて、何かのときにちょっとめくって必要な箇所だけ読むという「六法全書」的な使い方もできるのでオススメです。

# INFORMATION

## 昭島市男女共同参画センターより

### アキシマクジラのパープルライトアップを行いました！

男女共同参画センターでは「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～25日)期間中、DV防止セミナー、DV防止啓発パネル展などとあわせて、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなみ、アキシマエンス国際交流教養文化棟のメインエントランスにあるアキシマクジラの原寸大化石レプリカをパープルにライトアップしました。



#### ちなみにパープルリボン運動とは

女性へのDVをはじめとする暴力や虐待への関心を促し、暴力根絶を訴える運動です。紫色のリボンを身につけたり身近なところに飾ることは、女性に対する暴力根絶の意思を示します。毎年、暴力をなくす運動期間にあわせて実施しますので、ぜひご賛同ください。

さて、男女共同参画センターでは、市民の皆さんの男女共同参画推進のための活動に利用できる交流スペースを用意していますので、ぜひご利用ください(団体でのご利用は登録制です)。

また、市民の皆さんのお悩みごと・お困りごとに対応する相談室を設けています。家族の問題、職場や地域の人間関係、生活や離婚・DVや養育不安、ジェンダー問題等さまざまな相談に女性相談員が対応しています。ひとりで悩まないで、ぜひご相談ください。

交流スペースの利用時間 平日 午前9時～午後4時半

相談室開設時間 平日 午前9時～午後5時

\*042-519-2277 まずはお電話を。電話相談、面談(予約制)いずれも受付しています。

昭島市男女共同参画センター  
〒196-0012 昭島市つつじが丘3-3-15  
電話 042-519-2277

## 悩みごと相談 **無料**

家族関係やからだ、生活上の悩みや心の悩みなどはありませんか?相談に応じますので、お気軽にご利用ください。

**女性相談** 相談日: 毎週水曜日 午後1時～4時(祝日・年末年始は除く) 相談時間: 1人50分  
場所: アキシマエンス校舎棟2階 相談室 相談方法: 電話または面接 利用方法: 予約制 TEL 042-544-5130(直通)

**男性相談** 相談日: 毎月第3、第4水曜日 午後4時30分～7時30分(祝日・年末年始は除く) 相談時間: 1人50分  
相談方法: 電話 利用方法: 予約制 TEL 042-544-5130(直通)

☆「Hi,あきしま」についてのご意見・ご感想などは、下記までお寄せください。

\*郵送=〒196-0012 昭島市つつじが丘3-3-15 昭島市男女共同参画センター

\*ホームページ=昭島市トップページ「市民の声」→「ご質問・お問い合わせ」を選択し、送信してください。

Hi,あきしま 第51号 2021年3月15日発行 編集「Hi,あきしま」編集委員会

発行 昭島市子ども家庭部 男女共同参画センター TEL 042(519)2277

編集委員 大曲千恵・黒木直子・軸丸里奈・高木駿

この印刷物は古紙  
を利用しています

